

(2) 平岩地区

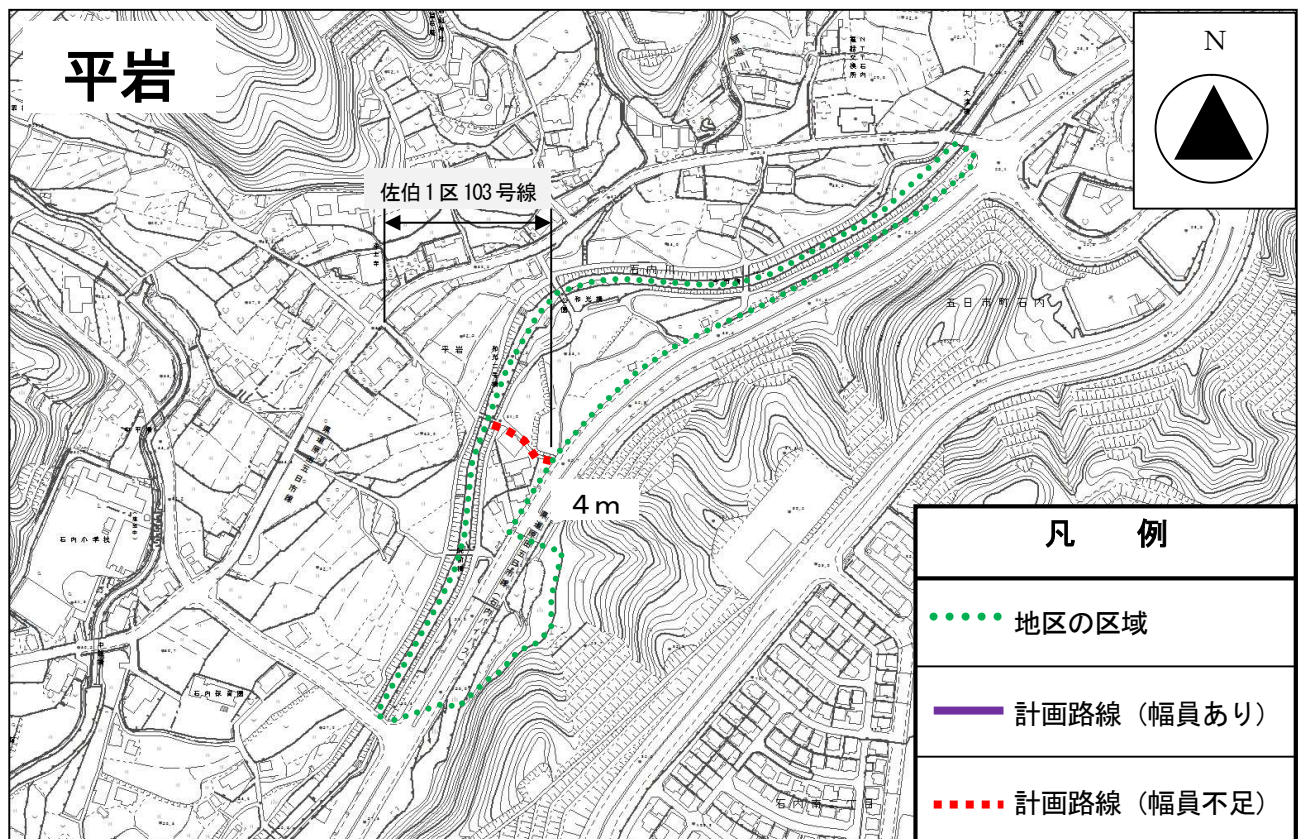
① 配置と規模

佐伯1区103号線の一部区間を幅員4mの道路として位置付けます。

佐伯1区103号線は、石内川の西側区間で幅員4mに拡幅する計画があり、この計画と連携を図ることによって、地区の骨格となる路線としての機能を期待しました。

② 整備の方針

佐伯1区103号線の一部拡幅工事については、市に要望することとしました。

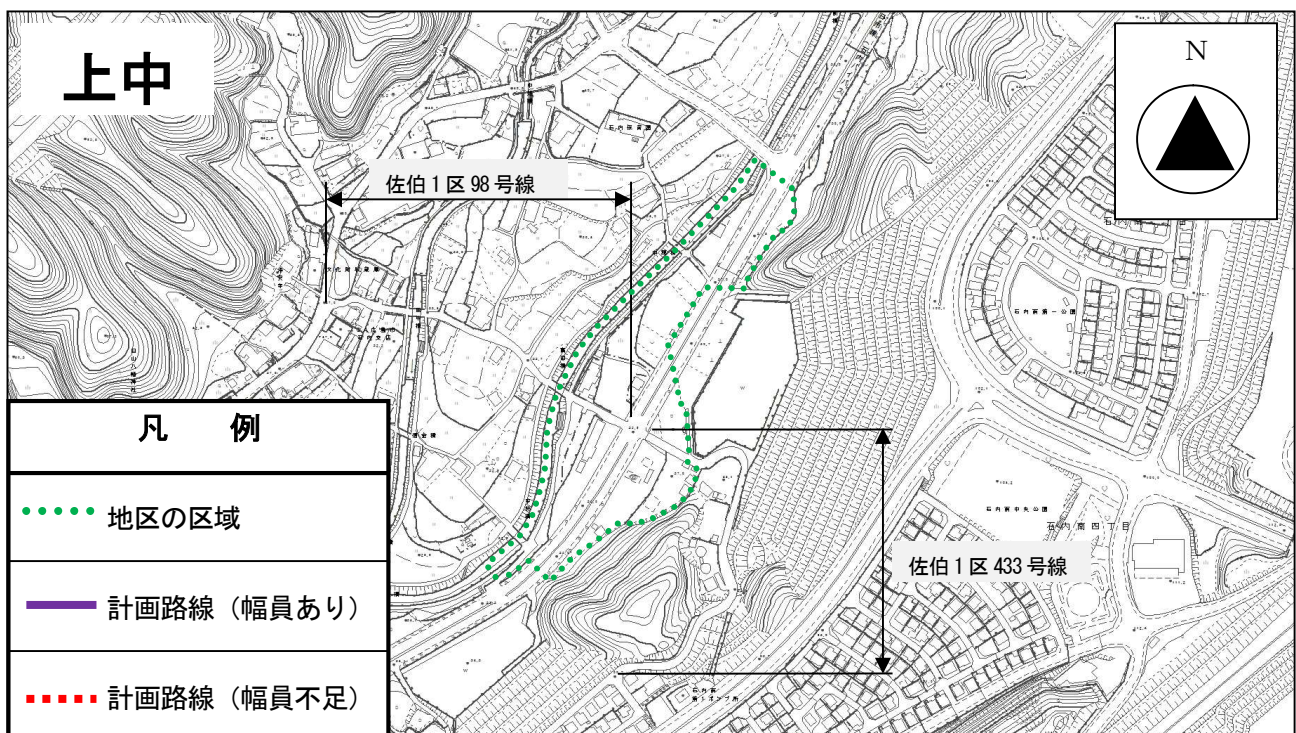


(3) 上中地区

① 配置と規模

まちづくり計画に位置付ける道路は設定しません。

上中地区は、地区の中央部に佐伯1区433号線及び佐伯1区98号線といった幅員約6.5mの骨格となる道路があり、また、未接道の土地もないため、道路の拡幅等が必要ないものと考えました。



(4) 下中・下沖地区

① 配置と規模

佐伯1区88号線の一部区間を幅員6mの道路として位置付けます。
佐伯1区90号線及び佐伯1区92号線の一部を幅員4mの道路として位置付けます。

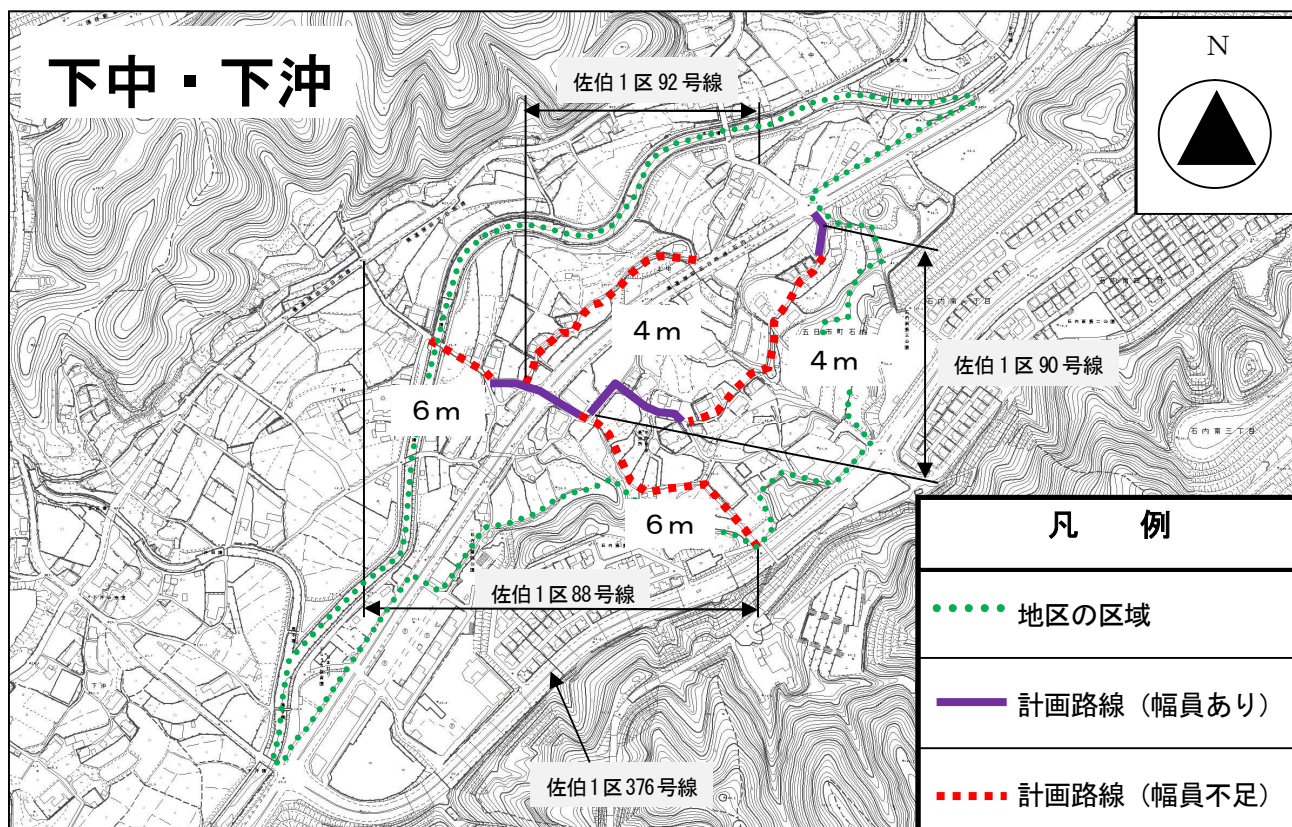
佐伯1区88号線は、県道原田五日市線と石内バイパス及び佐伯1区376号線（杜の街内の幹線道路）を相互に連絡する機能を持つ主要生活道路として必要な道路だと考え、一部が石内小学校の通学路になっていることにも配慮して6mの道路を計画しました。

また、佐伯1区90号線及び佐伯1区92号線の一部は、地区内の骨格をなす道路であり、災害時の避難も考慮して、4mに拡幅する路線として計画しました。

② 整備の方針

佐伯1区88号線については、拡幅に必要な土地が一部の地権者に偏っているため、買収を前提とした整備を市に要望することを確認しました。市の事業が始まるまでの間に、拡幅部分の土地に建築物が立地しないよう、適正に制限を設けます。

佐伯1区90号線及び佐伯1区92号線の一部拡幅工事については、市に要望することとしました。



(5) 湯戸地区

① 配置と規模

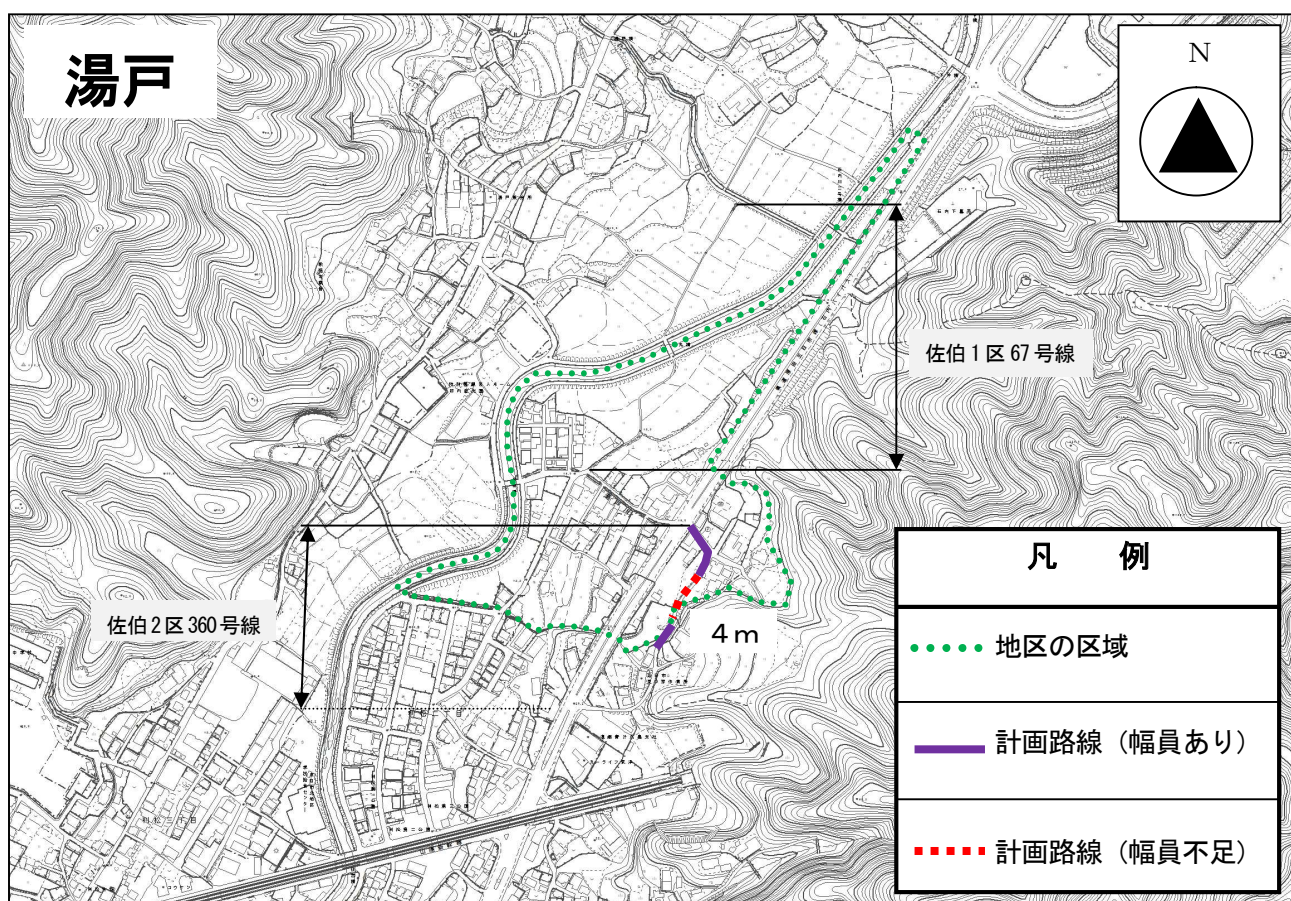
佐伯2区360号線の一部区間を幅員4mの道路として位置付けます。

佐伯2区360号線は、地区内の骨格をなす道路として、4mに拡幅する路線として計画しました。

なお、佐伯1区67号線は幅員が狭く整備が必要だと考えましたが、周辺がまとまった農地であることから、将来的に面的な市街地整備が期待できるため、道路の配置や規模は位置付けませんでした。

② 整備の方針

佐伯2区360号線の一部拡幅工事については、市に要望することとしました。



2 公 園

(1) 原田地区

この地区には、公園を整備できるようなまとまった土地がないため、公園を位置付けませんでした。

(2) 平岩地区

この地区のどこかに公園ができることを期待し、場所は特定できませんが、中長期的な観点から、石内川と一体的な公園などの整備を検討することとしました。

(3) 上中地区

この地区には、公園を整備できるようなまとまった土地がないため、公園を位置付けませんでした。

(4) 下中・下沖地区

この地区の石内バイパス南側については、近隣の団地（杜の街）の公園を利用することが現実的であるため、公園を位置付けませんでした。

また、この地区の石内バイパス北側については、近隣の湯戸・下沖地区土地区画整理事業で整備される公園を当面は利用することにし、公園の配置は、将来必要となったときに検討を行うことにしました。

(5) 湯戸地区

この地区は、近隣の湯戸・下沖地区土地区画整理事業で公園が整備されることから、当該公園を利用することにし、また、面的整備に伴う公園整備が期待できるため、公園を位置付けませんでした。

※ 土地区画整理事業や 3,000 m²以上の開発行為を行う場合は、土地区画整理法及び都市計画法等で公園を設けることが定められています。